

理事会に関する主な検討項目

項 目	専門部会検討結果
審議事項 (審議会,教授会の審議事項との調整を含む。)	「基本方針」で想定する審議事項に同じ

【定款記載例】

(設置及び構成)

- 第 条 法人に理事会を置き，理事長，副理事長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き，理事長をもって充てる。
 - 3 議長は，理事会を主宰する。
 - 4 理事会は，構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
 - 5 理事会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
 - 6 監事は，理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議を経る事項)

- 第 条 次に掲げる事項は，理事会の議を経なければならない。
- 一 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
 - 二 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - 三 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
 - 四 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項
 - 五 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - 六 職員の人事及び評価に関する事項
 - 七 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
 - 八 その他理事会が定める重要事項

理事会

1 制度の概要

- ・理事会の設置について，地方独立行政法人法では，特に規定されていない。

2 国立大学法人の状況

- ・学長及び理事で構成する役員会が設置されている。
- ・学長は，次の事項について決定しようとするときは，役員会の議を経なければならない。

中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

大学，学部，学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

その他役員会が定める重要事項

国立大学法人法

§ 11

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・法人の適正な執行体制を確立する観点から，「理事会（仮称）」を置く。
- ・理事会（仮称）は，理事長，副理事長及び理事で構成することとし，監事は理事会（仮称）に出席して意見を述べるができる。
- ・理事長が重要事項を決定する場合には原則として理事会（仮称）の議を経ることとし，審議事項については，検討を行う。

〔想定される理事会（仮称）の審議事項〕

イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

ハ 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項

ニ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項

ホ 法人の基本的な規則及び重要な規程の制定又は改廃に関する事項

ヘ 職員の人事及び評価に関する事項

ト 大学の自己点検評価及び第三者による評価に関する事項

チ その他理事会（仮称）が定める重要事項

基本方針

第2,1(4)

-

4 理事会を置く場合の特色等

特 色	一般的な留意事項
・合議制，多数決の採用により理事長の独断を排除することが可能である。	・役員会で審議されるものと，他の審議機関内で審議されるべきものとの区分が不明確となる可能性が生ずる。

(「公立大学法人の制度と会計」より)

5 先行法人の状況

(1) 理事会(役員会を含む。)の設置状況

区 分	法人数	内 訳
理事会を設置	26 法人	
理事会を不設置	6 法人	岩手県立大学，首都大学東京，横浜市立大学，山口県立大学，島根県立大学，下関市立大学

- ・理事長，副理事長及び理事で構成
- ・監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(2) 理事会の審議事項

区 分	法人数	備 考
<u>中期目標についての意見及び年度計画に関する事項</u>	24 法人	を含めると26 法人
<u>法律により設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない事項</u>	26 法人	
<u>予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</u>	26 法人	
<u>大学，学部，学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</u>	26 法人	
<u>その他役員会が定める重要事項</u>	26 法人	
中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項	2 法人	
<u>職員の人事及び評価に関する事項</u>	15 法人	「人事の方針」等もあり
<u>重要な規程の制定又は改廃に関する事項</u>	8 法人	
教育課程の編成方針に関する事項	5 法人	
<u>組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</u>	5 法人	
教育研究に係る基本的な方針に関する事項	1 法人	

「ゴシック体」は，国立大学法人法第11条第2項に規定する役員会の審議事項と同じ事項

~~~~~(波線)は，宮城大学の法人化基本方針において想定している審議事項

##### 理事会等の開催頻度

- ・福井県立大学 月1回が常例
- ・北九州市立大学 月1回が常例
- ・大阪府立大学 2回/月以上(努力義務)